

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「審査申出人は、固定資産」を「土地又は家屋について審査の申出をしようとする審査申出人は、当該土地又は家屋」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 償却資産について審査の申出をしようとする審査申出人は、審査申出書正副各1通を作成し、市長を経由して審査委員会に提出しなければならない。

別表委員長の項第4号を削り、同項第5号中「削除」を「利用停止」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「個人情報保護審議会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同項第6号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表委員長の項第5号の改正規定（「削除」を「利用停止」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)